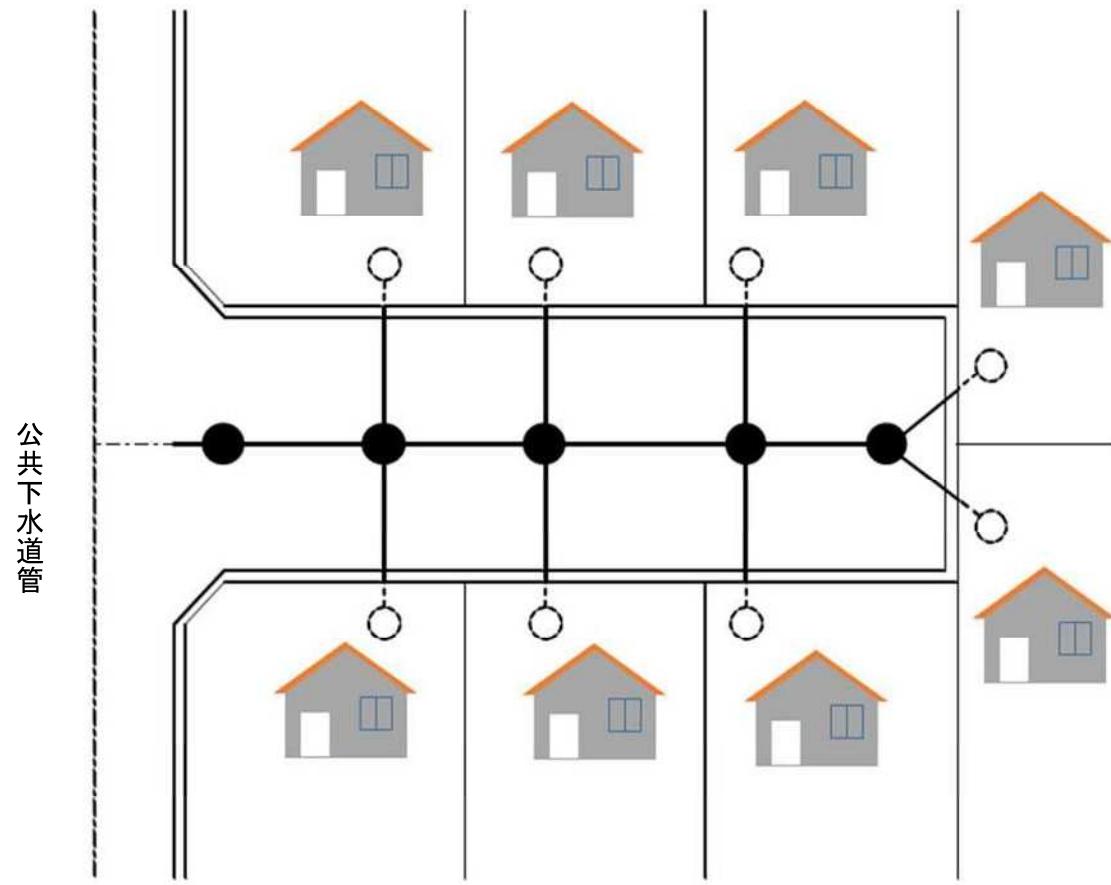


## ■補助対象工事範囲



※上図の太線及び●部分が補助対象

凡 例	● 人孔（栓）
	○ 宅内最終栓
	— 污水排水管、污水取付管 及び取付管

## 川口市私道共同排水設備整備補助金制度のあらまし

### ■主旨

下水道処理区域内において、私道共同排水設備を布設するための工事、又は、私道共同排水設備を布設後20年以上経過した私道共同排水設備の布設替えの工事を実施される方に対して、予算の範囲内で、工事費の一部を補助する制度になります。

### ■補助金交付対象の条件

#### <私道に関する条件>

1. 私道の道路幅員（道路側溝も含め）が1.8メートル以上かつ、支障なく工事が出来る幅を有すること。
2. 共同排水設備に接続する建築物が、現に2戸以上あること。
3. 私道の一端が、公道に接していること。

#### <施行者に関する条件>

1. 工事施行者が市税を滞納していないこと。
2. 工事施行者が上下水道料金を完納していること。
3. 工事について、当該私道の所有者全員の承諾を得ていること。
4. 工事費の負担割合について、工事施行者全員が承諾していること。
5. 共同排水設備工事が完了した後、速やかに汲み取り便所・し尿浄化槽から水洗便所に改造し、共同排水設備に接続すること。

#### <布設替えに関する条件>

1. 共同排水設備に布設後20年を経過した管が含まれていること。布設の時期が不明である場合にあっては、現に接続されている公共下水管が布設されてから21年を経過したものであること。

### ■補助金の対象とならない工事

#### <ガス管・水道管等の移設及び切り回しの工事>

1. 工事施工の際に行うガス管・水道管等の移設及び切り回しの工事は、補助金の対象から除かれます。

#### <私道の全面舗装復旧工事>

2. 私道の舗装は、共同排水設備のために掘削した箇所のみ補助金の対象です。

川口市私道共同排水設備整備補助金制度についてのご相談は

川口市 上下水道局 事業部 下水道維持課 管理係

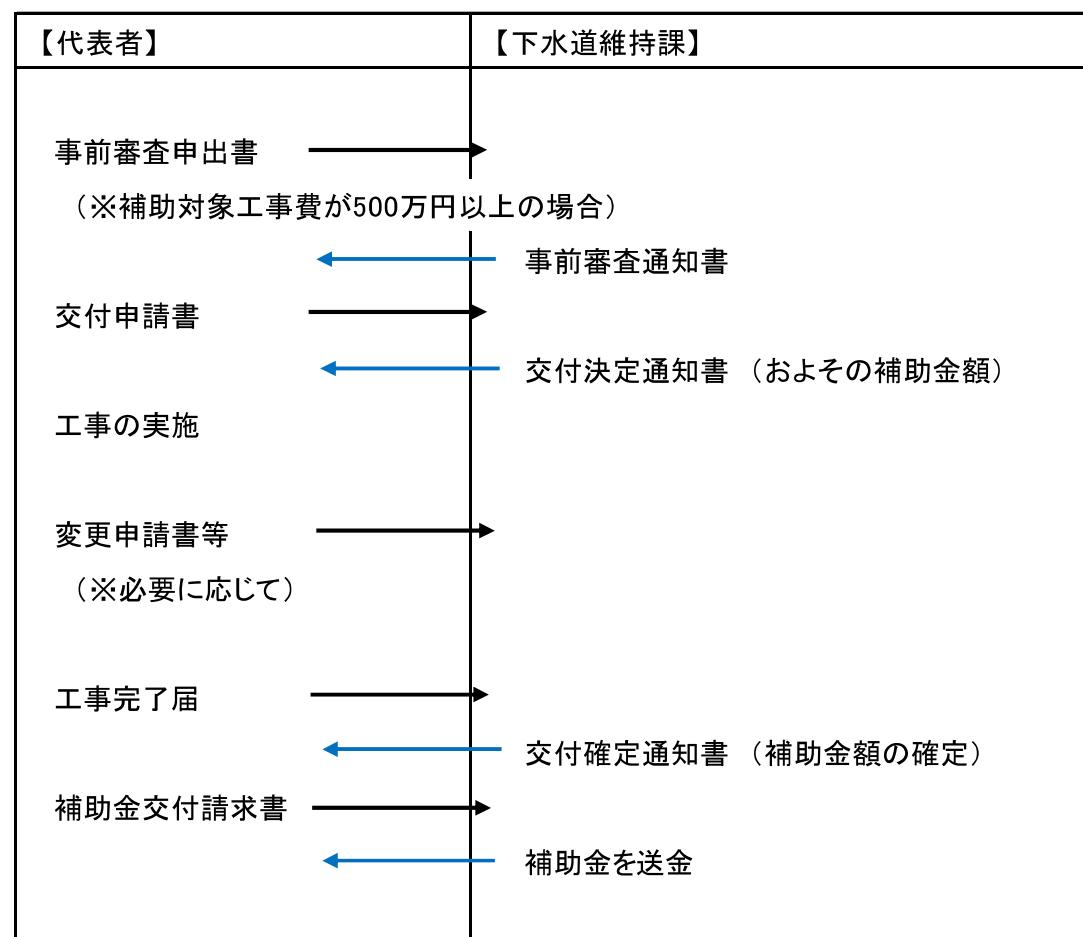
電話番号 048-258-4132 (内線263・264)

## ■補助金額

補助対象工事に要した工事費と標準工事費を比較して低い額の10分の8以内

(10分の2は、工事施行者負担です)

## ■補助金申請の流れのイメージ図



## ■補助金申請の流れ

1. 皆様の中から代表者を選出し、工事に関する事項を委任してください。
2. 私道共同排水設備整備補助金交付申請書と添付書類を下水道維持課に提出してください。

### (注意)

補助対象工事費が500万円以上の場合は、申請前に別途、審査が必要です。その場合は、私道共同排水設備整備補助金事前審査申出書を提出し、工事の承認を受けること。

3. 補助金交付の可否について代表者に決定通知書を送付します。
4. 補助金交付決定後、川口市指定排水設備工事店に工事を依頼してください。

### (注意)

補助金交付決定日から管理者が指定する期日までに工事を完了してください。工事の内容又は工期を変更しようとする場合は、事前に私道共同排水設備整備補助金工事変更申請書と添付書類を提出してください。

5. 工事が完了したら5日以内に私道共同排水設備整備補助金工事完了届と添付書類を提出してください。提出後、市職員による工事完了検査を行い、工事の内容が適正であれば、補助金の額を確定し、代表者に補助金交付確定通知書を送付します。

6. 私道共同排水設備整備補助金交付確定通知書を受けた代表者は、私道共同排水設備整備補助金交付請求書及び添付書類を下水道維持課に提出してください。請求書が提出された後、指定された口座に補助金を送金いたします。

### (注意)

予算が無くなり次第、受付を終了するため、申請する前に、下水道維持課まで問い合わせて申請できるかどうかを確認してください。